

## 農政商工観光委員会会議録

日時 平成21年3月2日（火） 開会時間 午前10時03分  
閉会時間 午後2時46分

場所 第2委員会室

委員出席者 委員長 木村富貴子  
副委員長 望月 勝  
委員 中村 正則 森屋 宏 保延 実 渡辺 英機  
竹越 久高 丹澤 和平 小越 智子 内田 健

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

農政部長 遠藤 順也 農政部次長 笹本 英一 農政部技監 矢野 一男  
農政部技監 石川 幸三 農政総務課長 山本 一 指導検査室長 望月 剛  
農村振興課長 横田 達夫 果樹食品流通課長 齋藤 辰哉  
畜産課長 渡辺 富好 花き農水産課長 赤池 栄夫 農業技術課長 西島 隆  
耕地課長 加藤 啓

商工労働部長 廣瀬 正文 産業立地室長 中楯 幸雄  
商工労働部理事 秋山 貴司 商工労働部次長 新津 修  
商工労働部次長 高橋 哲朗 産業立地室次長 曾根 哲哉  
商工総務課長 飯沼 義治 商業振興金融課長 岩波 輝明  
工業振興課長 清水 幹人 労政雇用課長 塩谷 雅秀  
職業能力開発課長 佐野 芳彦 産業立地推進課長 中込 雅

観光部長 進藤 一徳 観光部次長 清水 文夫 観光企画課長 山田 幸子  
観光振興課長 堀内 久雄 観光資源課長 山下 正人

議題 第52号 山梨県ふるさと雇用再生特別基金条例制定の件  
第53号 山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例制定の件  
第55号 平成20年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政商工観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政商工観光委員会関係のもの  
第59号 平成20年度山梨県農業改良資金特別会計補正予算

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、農政部、商工労働部、観光部の順に行うこととし、午前10時03分から午前11時16分まで農政部関係、休憩をはさみ午前11時37分から午後2時23分まで（その間、午前11時52分から午後1時05分まで休憩をはさんだ）商工労働部関係、休憩をはさみ午後2時42分から46分まで観光部関係の審査を行った。

主な質疑等

農政部関係

※第55号

平成20年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政商工観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政商工観光委員会関係のもの

質疑

（国庫補助金の減額理由について）

竹越委員

説明をいただいた中で、減額補正、事業費が減っていることから……、借入金も同じことだろうと思う、そういうものが減少して、減額補正というのはわかります。だけど、例えば2ページなどで、国補決定に伴う補正というのが幾つかありますけれども、結構額が大きいのです。説明は説明でそのとおりだと思うよ。国補決定がそうなったから減額はいいんだけど、僕らはそういうことを聞きたいんじゃないで、最初予算に組んでおいたんだけど、国補は何で減ってしまって、あるいは、経営構造対策費用とか山振などは事業に影響があったのか、ないのか、そういうのも含めて説明をいただきたいのです。何で国補が見込みより減ってしまったのかを含めて、そういう説明をぜひいただきたいと思います。それで、2ページのところと4ページのところを、そういう趣旨で改めて説明をお願いしたい。

横田農村振興課長

減額の主な理由でありますけれども、最初に、中山間地域の直接支払基金の積み立てです。この直接支払事業を進めるに当たりまして、国から基金として積み立てるようになっておりまして、そこから取り崩して上の段の事業費に振り替えることになっております。どうしても面積が上下する関係で事業費も変動しますので、そのことを国と調整しながら、基金事業の総枠を確保している関係で今年度は5,200万円の減額となりましたけれども、事業をやっていく上では特に問題はございません。

次に、農業経営構造対策事業費と山振事業費ですけれども、これは事業主体がJAとか市町村ですけれども、主にやっているのは、共選所の整備だとか直売所の整備、あるいはクラインガルテンの整備などをやっておりますけれども、そのときに請負差金はどうしても出ます。その関係でこのような額の減額が必要となっております。事業の中身は当初の計画どおりやっております。

それから、農4ページ、国有農地の管理指導費でございますけれども、これは国営農地を管理する上で、古い文書がたくさんございます。60年もたったものがありまして、それを永久保存するためにマイクロフィルム化しております。それで、前年度並みの予算ということで国から指導を受けましたけれども、今年度は670万円の減額という格好で国補の決定を受けております。平成20年度で重要と思われるものは70%終了しておりますので、これは5カ年計画でやっておりますが、残り2カ年で100%となる見込みですので、特に支障はないと考えております。

（農業大学校改築費について）

丹澤委員

農8ページの農業技術課の大学校運営費でありますけれども、県の予算の組み立てあるいは事務分掌の仕方は縦割りであって、特に教育委員会が持っている財産と知事部局の持っている財産ではあんまり交流がないから、包括的に、ほんとうはしっかりと組織上はなっているはずなんですけれども、それが活用されてい

ない。

私どもが12月議会でも質問させてもらいましたけれども、せっかくつくった各施設が事情の変更によって廃止になってしまっていてあいている。いい例が教育委員会の、吉田地域にあります、かつての北富士工業高校、吉田商業高校、あるいは北杜高校ができたおかげで峡北高校、県の庁舎でいきますと、東八代の庁舎のように、広い面積を持ち、なおかつ、改築したばかりであるにもかかわらず、空き家同然になっていて活用されていない。

今回の農業大学校ですけれども、そうやって見ていただきますと、活用できる施設があるんじゃないかということで、そういう観点での検討はされましたか。

#### 西島農業技術課長

農大の改修につきましては、本館がもう既に50年になろうとするような、非常に老朽化しているということで、昨年、専門学校として、後継者の育成、スペシャリストの育成というのを学校の教育方針に掲げたところでございまして、非常に古くなった校舎を新しく建て直すということでございます。

ほかにあいている施設などを検討したかというようなご質問なんですけれども、もともと農業大学校というのは、そこで職員と生徒と圃場と管理すべき宿泊施設とか、もろもろのものが1つにあるから初めて1つの農業大学校としての教育が成り立つと、私どもは考えております。そういうために、あそここのところに建てかえるというのが、教育を進めていく上で一番理想じゃないかと考えております。

ちなみに、今ご質問がありました峡北高校というのは、あそこから、長坂の駅から日野春の駅まで行ってから、またさらにちょっと奥に入るといって、直線距離で約4.4キロ程離れておまして、これを往復するというのはいろいろな面で不都合じゃないかというようなことで、初めからそういう選択肢はありませんでした。

#### 丹澤委員

園芸高校なんかが今度は統合されて新しくなりますね。峡北高校が距離的に直線で4キロはないと思うけれども、峡北高校も耐震化してすぐ北杜高校をつくることに決定したと。今度、石和高校と園芸高校が一緒になりますけれども、園芸高校も残ったとはいっても、規模がかなり縮小されて、農場もある、あるいはそれなりの実験棟、あるいは栽培棟、温室、そういうものが依然としてあるわけですから、そういうようないろいろな選択肢を検討した上で……。

今の話を聞いていると、もうだめだと。ここにあったんだから、ここにつくるのは当たり前だといふ、全くそういう検討すらもしないという気がするわけですが、そういうあらゆる想定をしてみても、こういうときですから、公共施設を十分に活用していくという前提で県の予算を執行するような考え方でいかれたほうがいいと思うけれども、例えば園芸高校を石和高校に移すということはどうなんですか。

#### 西島農業技術課長

まず、選択肢がなかったというような話をしましたけれども、それは、一つは、峡北高校が26年まで、日本航空高校が使用しております、あそこに貸しているという状況と、それからまた、普通高校だったために、グラウンドと校舎しかありません。今の農大は寮もあり、宿泊もしたり、管理もしたり、授業と講義を一体的にやるというようなことでつくられておりますので、学校運営上も教育上も、離れたところに教室を置き、実習のために生徒が行ったり来たりするとかいうのは極めてなじまないんじゃないかということから、そういうふうな検討はしな

ったと私は申し上げたつもりでございます。

それからもう一つ、石和高校と園芸高校の話ですけれども、園芸高校も、昨年、新しい高校になるというときに、農業科、園芸科をそのまま置くということで、実習圃場、それから実習圃場の中のさまざまな施設、加工施設も含めて、まだ使うということでございます。そういう点からいえば、私どももそういうようなものを検討するようなものじゃなかったと考えています。

内田委員

私が、多分2年ぐらい前だと思いますけれども、もう農業大学校を改修しなければならないという考えが出てきたときに、多分一般質問だと思いますけれども、その中で、あそこは非常に標高が高いわけです。普通、我々が農業をやっている一番感ずるのは、試験場だとか、あるいは先進的な取り組みをするところはむしろ標高の低いところで、その年に……、例えば我々が農業者で、農業大学校で何か事例的なものを行った場合に、そういうものを利用するという場合には、例えば峡東だとか、我々の地域のところにそういうものがあつたほうがいいじゃないかと。私はそのときに、農林高校と合体させたほうがいいという提案をしたんですけども、多分、そういうものは最初から考慮になんか入れていないというのが答弁だったような気がするんですけども、さっき丹澤委員が言ったように、検討するという、スタートの時点で、農政の中と教育委員会サイドでは、最初からだめというものが、私にはどうもあるような気がしてならない。

山梨県にとってみれば、例えば農業高校と農業大学校が直接リンクしたほうがいいに決まっているんです。しかも場所的にもリンクしたほうが絶対にいいに決まっているんです。そういうことは、我々農業をやっている者には非常によくわかるんですけども、そういう検討は、今回みたいに建てかえをするときに一つの契機なんです。教育委員会だとか農政部というものを取っ払ってしまって、山梨県の将来のために何がいいかという議論をスタートにしないから、常にこういう形なんです。大もとの議論をしないでやっていくという、その辺の議論のことをさっき言ったんじゃないかと思うのですが、そういう議論をしていないでしょう？2年前に私がしたというのも、多分、農政部にずっといる人たちは知っているけれども、それすらわからないと思う。そういうことをしてほしいということなんだけども、どうですか。

西島農業技術課長

委員ご指摘の話なんですけれども、農業大学校では、養成科と専攻科という2つの科を設けて、それに職業訓練科というのもありますけれども、中心となる2つの科は何をするかといいますと、養成科ではいわゆる園芸を中心に勉強していますし、専攻科では果樹のスペシャリストをつくるということで、特に果樹試験場での実習を中心にやるということでございます。

果樹の中心のところに校舎があることが教育の中でどうかというような議論は十分に詰め切れてはいませんが、少なくとも、今までもあそこの卒業生が果樹試験場で勉強したり、そういう中で巣立っていった実績からは、支障があるとは、今、私はとらえておりません。

内田委員

とらえていないのはいいんですけども、私がさっき言った、山梨県というのは、標高差がすごくあるわけです。こんなに、多分100メートルから1,600メートル近くまでで農業をやっているという県は、多分、ほかにないと思うんですけども、そういう中で取り組みをしていくときに、やっぱり高いところにあるよりも、低いところに先進的な取り組みをするところがあつたほうが、これはいいということがわかりますよね。だって、その年に生かすということができないで

しょう？ 例えば峡東地域では果樹は非常に早くできますよね。だけど、その年に標高の高いところでやったものを生かすということはできないでしょう？ それを言っているんです。

私が言っているのは、山梨の将来を考えたときに、建てかえをするというときが一つの契機なんです。それで、私は2年前にそういう質問をわざわざしたんだけど、これはもっと言うと、農業大学の職員の中からもそういう意見が私のところにもかなり寄せられたんです。それで、そのとき質問をしたんだけど、要するに、そこで勤めをしている人たちにとってみても、農林高校の場所のほうが全然いいや、というものがあつたんです。だから、質問をしたんだけど、どうもそういう基本的な議論というのは、この中には最初からないみたいですね。私は農政部長から答えてもらいたい。そういう議論をすべきなんです。そういうことをやってほしいと思っているんです。そういうものを提案したときに本気でその議論をしないから、これはまた多分、この状態で農業大学校がつけられていて、専門学校になるにしろ、何にしろ、そういう状況だと思うんだけどね。

遠藤農政部長

ただいま委員からご指摘がありました、教育委員会との連携ということですが、教育委員会と農政部で農業大学校のあり方について議論しようということを、オープンな会議で大々的にすることはございませんが、当然のことながら行政ですので、農業大学校のあり方につきまして、一昨年、専門学校化する際に、当然、教育委員会と農政部で十分事務的な議論をして進めております。

そういう中で、今、委員のご指摘の、場所の問題につきましては、先ほど農業技術課長からの答弁がありましたが、やはり農業の場合は、圃場と、それから、どうしても農作業の特色として、早朝に作業をするということで、宿泊施設がやはり一体でなければいけないということで、やはり農業大学校は今の場所が最適であると。

確かに、委員ご指摘のとおり、標高が高いということもあるんですけども、そこは県の試験研究機関ではありませんので、あくまで農業者の育成の大学校ということなものですから、そういう中で、それぞれ総合農業技術センター、果樹試験場の試験研究結果を、先ほど農業技術課長からもありましたように、農業大学校のほうにすぐに還元すると。例えば総合農業技術センターなり、果樹試験場の研究員の発表会に農業大学校の生徒を招いて、一緒に議論してもらおうような取り組みをして、そういう研究という形では、やはり県全体の試験研究機関と一体となって、農業大学校は取り組んでおります。そういう意味で、確かに標高が高いと、そこでできた成果はその年のうちに普及できないというところは、考え方としてはあるんですけども、そこは県全体の試験研究機関との連携の中でカバーするというところでございます。

それから、先ほど、農林高校と県立農業大学校を一体化したほうがいいというお話もあるんですけども、それにつきましては、20年度から、国の農林水産省と文部科学省の共同事業であります、地方の職業高校と県の職業訓練機関を連携していろいろ強化していくという事業を山梨県は手を挙げて採択しております、つい先日の教育委員会を中心に、あと、県の農業高校関係者、農業大学校関係者を集めて、いろいろ議論をしております。そういう中で、今、農林高校、農業系3校の生徒が農業大学校でいろいろ研修を受けたり、それから、それぞれの先生をお互いに交流して、いろいろ研究機関で、研究なり、教育の効果を高めようということも、国の事業、農水省と文科省の共同事業を利用してやっております。

そういう中で、今年、農業大学校の希望者は、農林3校からの希望者もかなり例年より増えているという話も伺っておりますので、そういう形で農政部として

は農林高校と農業大学校の連携を強化していきたいと思っております。以上でございます。

内田委員

国の事業に山梨県が率先して手を挙げたなら、余計にそうじゃないですか。今の、ここ数年の状況を私は把握していないからあれですけども、我々の時代からだと、農業大学校に進んだのは多分、農業高校の出身者がほとんどだったはずですよ。だから、そのころからそういうことは我々の中にもあったし、言われてもきたんだよね。その中で何十年と経過しているんです。

そういう中で、私は、今回、建てかえをするという何かがあれば、移動したりなんていうことはできないでしょう。私は、今回がそのすごい大きな契機じゃないかなと思うんです。そして、フルーツパークのところに果樹試験場とかがあるわけでしょう。だって、地理的にだって、できればリンクしたほうがいいに決まっているじゃないですか。片道で1時間半もかかる場所にあるよりも、30分ぐらいで行ける場所にあったほうがいいに決まっているでしょう。そういう議論がされていないと。そういうことを言っているんです。

さっき、部長は、そういう部分はほかのことでカバーすればいいやなんて、そうじゃないんです。私は、山梨の将来というのを農業のあり方みたいなことから考えれば、絶対にリンクして、同じ場所にしたいほうがいいと思う、ということです。この議論はしてみても、多分かみ合わないから、そういう議論も多分していないだろうと思うし、いいです。

中村委員

遠藤部長、僕は、丹澤委員、内田委員のおっしゃるとおりだと思うんです。これからの山梨県の農業の将来を考えた場合に、やはり1つのチャンス、切りかえというのは当然あると思うんです。そういうときに、やはり庁内で議論をしないかなと。だって、山梨県の経済を支えているのは農業ですよ。工業県じゃないんだから、農業県という立場の中で、これからどのような農業というものを位置づけしていくか、僕は、これは非常に大切だと思うんです。

それで、農林高校、園芸高校というのはまさに山梨県の農業を支える、一つの東西の農業高校ですよ。それで、片方は果樹を中心とした園芸高校、それから、片方は米とか植木とかそういうふうなものを中心とした高校、やはり特色のある農林高校であり、園芸高校であるわけです。そういうふうな立場から考えれば、やはり農業大学校の位置づけは、当然これは見直すべきというか、見直さなければいかんと僕は思う。

したがって、校舎を建てかえするにしても何にしても、さっきの内田委員の話じゃないけれども、やはりリンクする、そういうことは当然考えなければいかんと思う。そして、これは農政部だけの問題じゃなくて、やはり教育委員会とも連携をとりながら、これからの山梨県の農業を支えていく高校、農業大学校が一体感を持っていくような形をとっていかないと。どうも答弁を聞いていても、今の状況では、これからの山梨県の農業の将来性とは果たしてどうなんだろうかなと、みんな、各先生方もそのように思っていると僕は思う。僕は、農政部の中でもそういう議論をして、考えていかないと、将来に不安を残すと思う。その辺は、やはり農政部としてももう少し議論してほしいと思う。

丹澤委員

農業大学校の建てかえというのか再編するという話は昔から確かにありましたけれども、山梨県の公共施設、学校をつくる時もそうですけれども、高等学校をつくる時に、富士北稜高校ができる前は、あそこに吉田商業と北富士工業があったり。あれはわざわざ改築して、あたりをし直したんです。それで、すぐ総合学科と称して、学校をつくった。

これは何の議論をしてきたのかと。二、三年先さえ見通せない。「ここにいる議会で議決しなければ、そんなものは建てないはずじゃないか、議会だって責任の一端はあるんだ。」と言うかもしれませんが、今、内田委員に、「これは昔からこういう建てかえの議論はありましたか」と聞いたら、「聞いていない」と。こういう設計費が我々のところに出てきて初めて、いよいよ建てかえるのかと。

場所も、建てかえるんだから、ここに当たり前だ、検討にも値しないという、こういうやり方が、やっぱり後で、おれはこの予算にはほんとうは反対だったけれども、既にこう出てきてしまって、今さら後戻りすることはできないという事態になってしまっただけは、これは行政として、我々も議会としての責任が果たせないということになるわけですから、当然だ、当たり前だと、そういう頭を切りかえて、もっと広く、予算をつくるときにはどうするかという知恵をぜひ絞っていただきたいと思います。

（農業生産者に対する事業費の減額補正について）

望月委員

課別説明書の5ページ、7ページ、8ページにありますが、農業生産者に対する予算を当初予算で組んであって、減額補正を年度末でやっていこうと。実際こうした事業が、生産者に対して、1割程度のこうした事業費の存在。先ほどの説明を聞くと、県の方で枠を組んだけれども、借入者が少なかった。こういう状況の中で、当初予算を計上するときに、どのような基準があったのか。昨年度だっただけでかなり、経済情勢、石油高騰とか、生産者に対して非常に厳しい年であったと思うんですけども、その中で、こうした各事業費を、借り手がなくて、こうして減額補正すると。これ、農業者への、こういう事業を出したときの、生産者・農家に対しての県の指導的なものをどうするのか。当初予算のヒアリングの時点で、1年間の計画を立てるのに、この予算はこうした諸般の状況を見た中で当然、組んでいると思うんですけども、そこらの状況を教えていただきたい。ただ、借り手がなくてこれだけ残ってしまったとか。せつかくの農業者に対する支援ですから……。

齊藤果樹食品流通課長

農5ページの野菜の生産出荷安定対策費の減額の部分でございまして、これは市場価格が非常に低下したときに価格補償をするという制度でございまして、天候とか市場の価格がそれほど落ち込みがなかったというときであれば、この資金の発動はなかったということで、非常に価格が下がった状況のときに支出をする、補てんをするというものでございまして。そういう面では、年度当初、指定産地の面積の約20%が被害を受けたと想定をしながら資金造成をしているものでございまして、その段階で市場価格があまり下がらなかったという状況の中では、この資金の発動が少なかったというようなことの中で、額が少なかったというのは、市場価格が下がらなかったという状況があったということだけご了解をいただければと思います。

望月委員

昨年あたりの、20年度の山梨県の果物、果樹関係なんかは特にそうですねけれども、状況を新聞等で見ましたが、夏の猛暑によって、かなり商品の価値がなくて、ブドウにしても桃にしても、ただでさえ農村の生産者の皆さんは打撃を受けたと思うんです。そういうときに、農家としては、今の価格の低下というのは当然あったと思うんですけども、そういう状況への県の対応というか、農家のそうした状況を把握していますか。それでこんなに少ないということですか。

齊藤果樹食品流通課長

野菜の価格安定事業につきましては、前年度実績を勘案しながら、それに必要額を資金造成するということになっています。大体、予定された数量の20%が基準額を下回るというような形で予算措置をさせていただいてはいますが、昨年度の交付率は14.1%ぐらいが交付されたというふうな中で、その残額を今回精算させていただいたということになっています。

望月委員

支援する状況でもなかったから残ったというけれども、新聞紙上を見て、実際、実態がそうだったのかなと思うんですけれども。

それで、7ページの農業経営負担軽減支援費は、先ほどの説明だと、借り入れする人が非常に少なく、県で当初盛った枠よりも少なく、こうやって残った。これによったら、当初の計上から、おそらく1割ちょっとぐらいですかね。細かいここの状況をちょっと教えてください。県ではどのぐらいの枠をつくって、借り入れ者がどのくらいあったのか、それでこれだけ残ったのか。

西島農業技術課長

近代化資金などの農業金融対策費の減額補正については、通常、施設をつくりたいとか、いろいろな資金需要がある場合には、農協へ行って、相談をして、そして、有利な資金を、あるいは、農政事務所なんかに来て、こういう資金を借りたいという相談をするんですけれども、近代化資金の中では、十分な、枠いっぱいが必要がなかったということで、当初、枠を設定しておきまして、需要がそれ以上に、それをオーバーしないようにというふうにして枠をつくりましますから、今回のときにはその枠に届かなかった分だけが減額になったということです。

それから、その下にある、委員ご指摘の農業経営負担軽減支援資金というような資金は、かつて、借りがえ資金で利率が高かったとき、ピークのときに新しい資金を貸して、そして、その貸し付けた資金の利率を予算化しておいて、借りがえの、今まで貸したものなんかは平成14年までの貸し付けで、それからはずっとなくて、その利子補給のための予算をここに計上しているということです。今残っているのが11件、28年度までこういうふうな資金の返済が終わるまで利子を安くしてあげるための予算を計上しておるといってございまして、今年どうだったから対応しているというものが、ダイレクトにここに出ているわけではございません。以上です。

望月委員

最初からそういう説明をしてくれれば。ただ借り入れが少なかったからこうだというような状況では、これはちょっと単純に聞いてしまったわけですが、そういう説明してくれると、私も理解ができるんです。そういう借りがえのときの高額のものとか安いものとの差額を考慮してやると、そういう説明をいただきたいですね。ただ、借り入れが少ないから枠が少なくなった、減額だなんて……。

それで、8ページも同じような、農業改良資金特別会計繰出金なんていうのも、これなんかも、借りる枠が少なかったということは、やっぱりさっきの状況なんかと同じような状況ですか。

西島農業技術課長

これは後ほどの説明になるかと思うんですけれども、農業改良資金の特別会計というものをつくっておいて、特別会計ですから、一般会計のほうからそちらへ入れて、1つの枠をつくるわけです。その枠をつくるときの、ここの、特別会計のほうからの貸し出しが少なければ、必要なかったということで、ここは減額になる。ですから、委員ご指摘のとおり、借り手が少なかったから減額になったと

いうことでございます。

渡辺委員

関連質問をする前に、先ほど丹澤委員のほうから、富士北稜高校の問題、吉田商業高校の問題がありましたけれども、私も同意見でございます。あの吉田商業高校をつくったときは、45億円ぐらいですかね、大変巨額の資金投資でつくったにもかかわらず、その後、利用があんまりされていない。ひばりが丘高校も同じだと思います。そうした県の一連の学校整備に対することに、住民は一つは怒りとかあきれも含めて、不信が広がったと、現在もそういう状態にあるということを認識していただきたいと思います。

関連ですけれども、非常に大事な、農業者に対する予算が使われていないということで、借り手がない背景に、資金を使うときはやはり返済計画があって、事業計画があって、そして、見込みがあって初めて資金というのは借りられるものなんですけれども、借りる人がないということは、これからの農業に取り組む若者がいないのか、あるいは全く計画がないのか、こういうことから考えてみますと、県がせっかく用意した資金が全く宙に浮いているような雰囲気というのは、これは憂うべき現象だなと思いますけれども、その辺についてはいかがお考えですか。

西島農業技術課長

委員ご指摘の今のお話なんですけれども、説明が若干足りなかったかもしれませんが、例えば20年度のこのところで農業金融対策費として計上した項目は、需要が少なかったので減額をしたということなんです。実は農業者の借りるお金の中には、近代化資金ばかりじゃなくて、農林金融公庫の資金とか、この資金も無利子の資金も最近出てきておりますし、そういう資金を借りている人は増えてきております。実際、今年度は28件、約3億円近いお金が実は農業投資されております。ですから、たまたまこの資金については少なかったということで、全くなくなったというふうな状況ではございません。

渡辺委員

そういうことを聞けばいくらか安心するわけですがけれども、農政部で予定していた農業者に対する資金というのは、これ以外にも出ている、心配ないと、こういうふうに思っているわけですか。農業の現場は進んでいると、そういうふうに理解してよろしいですか。

西島農業技術課長

全体としての資金の需要が減少傾向にあるというのは全くそのとおりでございますが、私どももこうした新しい経営を展開するほか、あるいは、施設の近代化、コストダウンのためには、農務事務所と普及センターが一体になって、そういう資金の指導をしながら、紹介はして、効率よく使ってほしいというふうな指導、啓発はしております。

渡辺委員

最後に、先ほど中村先生も言われましたけれども、山梨は農業に対する経済的に負うものが多いと、こういうお話がありましたけれども、農業がさびれていくところに対しては、何か国が滅びていく、そういう思いがしてならないわけでございますので、こうしたときの説明も、ひとつ、親切な説明をしていただきたいし、そして、またこれからはしっかりと、ともに歩調を合わせながら取り組んでいきたいと思っております。

これは要望ですけれども、農業後継者の育成、農業の活性化、こうしたことについても、また別のところでこれは申し上げなければならぬと思いますけれども、

しっかり取り組んでいていただきたいということを要望ということで申し上げて終わります。

（繰越明許費補正について）

小越委員 聞き漏らしてしまったかもしれないんですけども、繰越明許費の県営土地改良事業費に広域農道の減額を先ほどおっしゃったかと思うんですけども、広域農道の繰り越しは、どの道路に幾ら、内容と金額とを示してもらいたいですけど。

加藤耕地課長 繰越明許費につきまして、広域農道におきまして、今、地区の細かい内容は持っていないんですけど、10件の繰り越しを予定してございまして、その金額は2億8,700万円でございます。

小越委員 10件の繰り越しというのは、事業の中身だと思えますけれども、例えば用地買収とか新たな設計とか、そういうものも入っているのでしょうか。

加藤耕地課長 今、委員が言われたとおりでございます。

小越委員 広域農道についてはいろいろな意見もありまして、私も前の議会でも質問させてもらったんですけども、ほんとうに必要なのかどうか、どういうルートが必要なのか、どのような農業に対する活性化が生まれるのか、ルートの見直しですとか、途中で中断するとか、そういうことの検討というのは、今は、されていないのでしょうか。

加藤耕地課長 広域農道ということを別にしまして、土地改良事業の内容につきましては、地域からの要望があってやっているわけですが、その中において時代に合わない面が出てきますときは、当然、地域ともご相談の上、変更していているということでございます。

小越委員 ということは、今の広域農道3件のところの、今、これから見直しして、この繰り越しもあるんですか。用地買収とか設計というのは今までと同じような、同じルートのところをやっていくのを繰り越していくということですか。変更はなかったという理解ですか。

加藤耕地課長 今回の繰越明許費につきましては、これは執行してあるものがたまたま工期が足りなくなったという形での繰り越しでございまして、執行する前に路線を変えとか、そういう形での明許費ではございません。

小越委員 執行して、工事中だけど、なかなか終わらない。それが10件ということですか。そうではなくて、新たに用地を買収して、森林と山野のところを切り開いていく、それが入っているかどうかを確認したい。

加藤耕地課長 私の説明が悪かったのかもわかりませんが、これは全部、すべて今、執行、工事がなされているものについての明許費でございます。

小越委員 今、途中のところはつなげてもらわないと、途中でぶつ切れになっているところが何件かあります。ただ、今後は、ほんとうに広域農道が新たにルートをどうするのか、新たに農地を買収して設計したり、道路の幅、それから道、どのよう

な効果があるのか、ぜひこれは検討してもらいたいと思っています。新年度予算でも入っていると思うんですけども、今の10件の工事のところは繰り越すとしても、新たにどのような効果があるのか、ルートを選定も含めて、途中でやめるということも含めて、ぜひ検討してもらいたいと思います。

討論                   なし

採決                   全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第59号       平成20年度山梨県農業改良資金特別会計補正予算

質疑

小越委員           19ページの農業改良資金貸付金、就農支援資金貸付金の実績は、何人の方がお借りになったのか、ここ3年ぐらいの推移がわかりますか。

西島農業技術課長

農業改良資金につきましては、残念ながら、ここ2年ほどありません。それから、就農支援資金につきましては、本年度は3件ほどございます。

小越委員           農業改良資金のほうゼロ、就農資金のほう3件、少ないと思うんですけども、なぜ借りないんでしょうか。

西島農業技術課長

農業改良資金のほうは、先ほども説明をいたした部分もありますけれども、いわゆるスーパーLと言われます、日本政策金融公庫の資金が、ここ3年の間は500万円以上が金利ゼロということで貸しておりますし、近代化資金についても、金利がゼロで貸しております。そういう意味で、同じような資金がありますので、一番なじみやすい、借りやすい資金に行ったのではないかと、私は推測しております。

それから、就農資金についても、就農計画を認定しながら、就農資金を貸し付けるわけですが、当然、就農される方が早く経営を自立していくためには、やはりコストをかけずにやっていくというふうなこともかもしれませんけれども、大きな借り入れではなくて就農されております。

小越委員           行政評価の中で、これは2つともたしか20年度のところにも挙がっていたと思うんです。この出た、18年度の事業評価によりますと、農業改良資金のところに、無利子貸付という手厚い制度があるけれども、貸し付け対象は先駆性を有し……、まあ、いろいろあるんですけども、政策という農政が認めるものに絞られているということになりますと、何でもかんでも借りられるというわけじゃなくて、県の政策的なものに合致したものしか、農業改良資金というのは借りられないという意味ですか。

西島農業技術課長

農業改良資金につきましては、制度が16年に大きく変わって、そのときに、新規性とか、従来あるものじゃなくて、新たに産業の先を行くようなものに投資というか、貸し付けることになりましたので、近代化資金のように、イチゴ

のハウスをしたいというふうなものは、実はなかなか新規性がないということになりまして、ちょっと使いにくくなったというようなこともございます。

小越委員

やっぱり使いにくくなっているという点が一つあると思うんです。

もう一つ、就農支援資金は3人なんですけれども、この就農支援資金というのは、そもそもどういう目的でつくられているのでしょうか。

西島農業技術課長

まさに文字どおり、新規就農者が地域農業に定着をして、後継者になってもらうという意味で、資金がつけられているということでございます。

小越委員

今、使ったのは、今年3件だと。この減にとどまりますと、補正予算額、補正額を見ますと、ほとんどに近く、何%というか、6割とか7割ぐらい、補正でマイナスになっていますよね。使われていない。だけど、新規就農のためにある資金だと。なぜ新規就農の方がこの資金を使わないのでしょうか。どうお考えですか。

西島農業技術課長

先ほどちょっと申し上げましたけれども、こういう資金があること、こういう資金は有効に活用するよという普及啓発は十分私もやっているつもりでございます。さりながら、やはりこうした資金については、自分の経営を自立していくときに、返済計画も考えながら借り入れていると思いますので、私どもは一生懸命、有利な資金だから借りてくださいということを勧めているわけですが、残念ながら、どうして借りないというふうなことも言われても、私どもは一生懸命やっていますと言うしかないような現状でございます。

小越委員

本会議でも質問させてもらったんですけれども、部長の答弁は、新規就農のところはこの資金があるというふうにお答えがありました。新規就農者が早期に安定的な経営を図るよという事でこの資金があると言ったんですけれども、たしか100人とか100人以上の新規就農者を目指しているという中では、この3人だけが新規就農じゃなくて、もっとたくさんの方が新規就農されていると思うんです。していかなければ困るし、していってほしい中では、やっぱりこれは無利子なんですけれども、融資ですから、返してもらいますよね。そこがやっぱりひっかかる。

それから、いろいろな設備投資はあるかもしれませんが、設備投資のお金と同時に、生活していくお金、新たに新規就農、日々の生活費のお金のところ、ここをどうするかとなるんですよね。農業は1年じゃなくて、3年とか、せいぜい5年、10年という長いスパンで見ないと利益がどのぐらい出てくるかわからない中では、1年間はもちろんですけれども、3年、5年も無収入でいくわけにいかないということで、生活的な、生活を支える資金がないと、新規就農にはなかなか踏み出せないと思うんです。この就農支援資金はせつかくあるんですから、私は生活資金も含めて、できれば融資じゃなくて、3年間とか1年間とか、一種の奨学金みたいに、新規就農をその後5年したら返済免除というか、そういうぐらいにしないと、借り手はないし、新規就農は増えていかないと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

西島農業技術課長

確かに有利な資金でございまして、例えば農大なんかに行くときには、生徒に

なると月5万円、あるいは先進農家に研修に行くときには、200万円を限度ですけれども、月15万円、それからまた、新たに就農しようとするときに、農地を探したり、住宅を探したり、いろいろ経費もかかるというときでも、200万円を限度に貸し付けております。かなりのところが山梨県では該当するわけですが、中山間とか過疎地域になりますと、この貸し付けは、10年据え置きの20年返済ですから、かなり無理のない返済ができるんじゃないかというふうには私どもは考えておりました、このような資金はよそのところには全くない支援ですので、この有利性を説明しながら、ぜひ使ってほしいということを勧めているところでございます。

小越委員

生活を支える資金をぜひつくってもらいたいと思うんです。農業の設備投資とかそれに貸してもらうのはもちろんなんですけれども、それで利益が上がっていくまでには、1年で失敗するかもしれませんし、3年、少なくとも5年は見てもらいたいと農家の方がよく言うんですけれども、そうしないと、利益が上がってこない。それまでの生活をどうするかという中でも、やっぱり生活資金という面も、生活を支えるという、そこがないと、農業で食っていけないと思うんです。なので、私は、就農支援資金はせっきくのいい制度ですから、ぜひ拡大してもらって、生活を支える資金というふうにも検討してもらいたいと思います。いかがでしょうか。そこだけ最後に。

西島農業技術課長

先ほども説明いたしましたけれども、ほとんど生活資金になるような形で、貸し付けも200万円を限度でされております。それからもう一つは、やはり農業も産業でございますので、商工業等とのバランスも見ながら、そういうものを検討しなければいけないと考えておりました、こういった就農支援資金はそういうバランス上からも、かなり有利な資金としてあるんじゃないかと考えています。

討論

なし

採決

全員一致により、原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等 商工労働部関係

※第52号 山梨県ふるさと雇用再生特別基金条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第53号 山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例制定の件

質疑

竹越委員 今、2つ説明をいただいたんですが、基金についての認識がちょっと乏しいものですから、基金をこの条例で設置して、あと、これに基づく事業の執行については、予算上はどういうことができるのかと。例えば、予算と両方並べながら、予算の方は後でまた審議されるんですけども、基金の方が予算には出てくるわけですね。例えば今年度事業なんて、さっき説明があったように、今年度から3カ年で今年度事業になるんだけど、こういうのは予算の上では出てこないような仕組みになっていて。基金で執行する事業の進め方をちょっと説明してもらいたいのです。

塩谷労政雇用課長

今回の2月補正でお願いしておりますのは、基金の積立金の計上だけをお願いしております。事業執行につきましては、来年度当初予算に計上させていただいております。そして、当年度分、20年度分からというふうにご説明しましたが、当年度分につきましては、現在、1月13日に発表しました緊急地域雇用対策事業をやっておりますので、今年度中はそれをやることとし、来年度から基金を使った事業をすることとしております。以上でございます。

竹越委員

もう1点、この基金を使って、市町村でももう準備は全部しているのかな。これは来年度の話になるんですけどね。やっているところもあるようにも聞いているし、全部がもう既に来年度に向けて、この制度を使って事業ができるように、市町村事業については各市町村とも取り組まれている。その状況についてお聞きをしたいのです。

塩谷労政雇用課長

事業準備につきましては1月から始めておまして、市町村についても、来年度当初予算に計上できるものは計上するというようお願いしております。各市町村におきましても、緊急雇用創出事業及びふるさと雇用再生事業の両方、両面で、当初予算に計上できるものは計上しているように聞いております。確かに、各市町村の予算の計上というか、審議状況を見ていますと、もう既に計上されて審議されているところもあるようでございます。

竹越委員

もう1点ですが、特に市町村が行う事業、市町村への交付金かな、これの具体的な事業に取り組むときに、普通、補助金なんかの事業のやつはいろいろメニュー

一があって、従前は、結構縛りが強いような話を……。でも、こういう事業については、取り組む幅というのか、かなり自主性が尊重されて、もちろん雇用創出につながる事業についてはかなりアイデアが活かされて、独自性が活かされて、使いやすくなっているのかどうか。ちょっと聞くところによると、結構、これはだめ、あれはだめなんていう話も出ているというのを聞いたことがあるものですから、特に市町村の場合で、融通性がどのぐらいあるのかを聞きたいのです。

塩谷労政雇用課長

国では事業例を示しまして、これで県及び市町村の自治体で取り組むようにという事業例を示させていただいております。それにつきまして、市町村にも、こういう形で事業実施に向けての取り組みを始めてくださいというふうをお願いしたところでございます。

ただいまの取り組みづらいのではないかとというご質問でございますが、やはり地域の特性に合ったということで、国が今回、交付金を設けてやっておりますので、特性に合った事業をそれぞれの市町村がアイデアを出しながら、事業例を見ながら出しているところでございます。取り組みにくいのではないかとという部分につきましては、縛りが、いわゆる基準となるところは、いわゆる地域のニーズに合っているかということと、人件費。今回、雇用創出というものが目的でございますので、人件費割合、雇用創出の人数割合という基準はありますが、ある程度メニューに沿っていればできるものになっております。

竹越委員

今言った、最低限の基準さえクリアされれば、幅広く取り組みができる。県のほうは、それ以上チェックはしないと考えていいんでしょうか。

塩谷労政雇用課長

最低限の基準値の、地域、ニーズに合った、そして、ふるさとの場合には、継続性という部分もあります。あと、人件費割合ともう一つ、そういう基準があって、その基準をクリアできれば、ある程度は、補助金の範囲、事業例の範囲内であれば、補助金を出すこととしています。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第55号

平成20年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政商工観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政商工観光委員会関係のもの

質疑

（商工費の債務負担行為補正について）

保延委員

商工費の債務負担行為の補正に関するについて質問します。12月の補正予算で、経済変動対策融資の融資枠を242億円に拡大して、本補正でまた70億円を増額して、合計で312億円、こういうことで拡大をしたいということですが、この中で、これまでの経済変動対策融資の融資状況は今現在でどのようになっているか、お伺いいたします。

岩波商業振興金融課長

経済変動対策融資の月ごとの実績ということでございますので、ちょっと詳細に、月ごとにお話をさせていただきます。10月末の緊急保証開始後の増加が著しくて、11月が78件13億円余、12月が568件92億円余、1月が296件47億円余ということで、12月に比べて、1月はほぼ半減ということですが、通常に比べれば、依然として高水準の利用が続いているということが言えます。また、2月1日から25日までの集計では、257件34億円余というような融資決定を行っています。これにつきましても、1月からは落ちておりますけれども、依然として高いところで推移していると考えております。これらを含みます本年度全体の経済変動対策融資の実績は、1,613件、251億円余という数字が2月25日までの状況でございます。

保延委員

今年に入っても、大分景気も悪化をしている状況ですけれども、年度末の3月末には決算期を控えているわけでありますので、こういうことで、多くの中小企業は資金の確保に動いていると思います。こういったことで、今後の動向をどのように見込んで、また、どのように手当てをしていくのか、お聞きしたいと思えます。

岩波商業振興金融課長

見込みということですが、2月の実績を見ますと、1日平均で1億8,000万円余という数字が出ております。これは12月または1月から、先ほど申し上げましたように、減ってはおりますけれども、通常に比べれば高い数字でございます。今、委員からもお話がありましたように、3月につきましても、通常年でも資金需要が高まるというふうなことでございますので、今のところの見込みでは、過去、制度資金が大きく使われたときの状況を勘案して、2月の1日当たり1億8,000万円、その5割増し程度を準備しております。こうしたことから、経済変動対策融資の融資枠については、今、説明を申し上げましたように、12月補正後の242億円に対しまして、70億円を増額し、トータルとして312億円を手当てすることとしたところでございます。

保延委員

あと、この経済変動対策融資で、指定業種が昨年の12月では698業種あったわけですが、その後の業種の増加とか変動はありましたか。

岩波商業振興金融課長

2月27日でございますけれども、経済産業省から機械設計業あるいはこん包業といった、従来では指定業種になっておりませんでした73業種を追加することと、既に指定業種にはなっておりましたけれども、岩石等採取業、砂利等は除きますけれども、いわゆる鉱山系のところというのは、中小企業が少なく利用が少ないということで、その関係の11業種は指定解除というふうなことで、従来の698から73を足して、11を引くということで、760業種に現在なっております。その結果、中小企業の業種数では84%、企業数で81%、売上高について申し上げますと92%をカバーするというところで、経済産業省の説明によりますと、保証制度の拡充を求めている中小企業のほぼすべてをこれで網羅できたというふうな見解を示されているところでございます。

保延委員

私も本会議においてこの件は質問させていただいたわけですが、特に今度、あるいは年度末に向けて、そういった需要とか増加が見込まれているわけです。そ

ういったことで、速やかに、またきめ細かい金融の相談、そういった対応が求められているわけでございます。そこで、年度末の信用保証協会の審査の体制とか、また、金融窓口の相談体制、こういったものをきちっと対応していかなければならないと思います。そういう面でどのような体制を組まれて、万全に取り組んでいくのか、お聞かせいただきたいと思います。

岩波商業振興金融課長

今回の緊急保証につきましては、市町村長が指定業種であるという旨の認定書を交付していただくところから仕事が始まっていくわけなんですけれども、その業務につきましては、本会議でも答弁させていただいたわけなんですけれども、県のほうからも、商工会や商工会議所と連携をしてなるべく早く出してほしいという要請をしたところなんです。その辺の事務につきましては既に4カ月を経過して、市町村、商工会・商工会議所の連携はとれておまして、今後、新たに指定業種ということで認定をいただくということで、市町村を訪れた場合にも、円滑に事務が進んでいくものと考えております。

こうした協力を得ながら、信用保証協会では、年末の資金需要期に行いましたのと同様に、審査部門の職員の配置をシフトして、体制を厚くするというところで万全の体制を整えていくというふうにしております。それから、県や商工団体の金融相談窓口におきましても、中小企業者が必要とされる融資を速やかにお受けできるように、相談者に対しては適切なご助言をさせていただくというふうな体制で備えております。

（信用補完対策費の補正について）

渡辺委員

関連になろうと思いますが、ここに6,878万6,000円の信用保証協会損失補償費と出ていますけれども、これは追加部分だけですよ。1年間の、これが発生した裏づけになる融資額が幾らで、全体のいわゆる損失額が幾らなのか、そして、全体の損失額に対する県の支出金が何%を占めているか、その辺をちょっと教えてもらいたい。

岩波商業振興金融課長

信用補完対策費についてということかと思いますが、これにつきましては、信用保証協会が、特定の中小企業者のうちでも、比較的小規模な企業者が利用する、例えば小規模企業サポート融資といったものに対して代位弁済をして、信用保証協会の損失が発生した場合、損失の一定割合——55%とか60%とか75%とか、融資によって決まっているわけですが、そういった部分に対して県では補償を行っております。

今、委員お尋ねの、トータルで8,278万6,000円に対する代位弁済額は6億1,300万円余でございます。それに対して、損失補償額として、8,200万円余を充てているということで、当初予算に1,400万円を計上しておりますので、その差額を増額する補正ということでございます。

それで、今申し上げましたように、一定率で補てんをするということですので、発生した損失補償対象額は、代位弁済として6億1,300万円と申し上げましたが、そのうちの1億2,100万円が、県が補てんする対象となる金額です。以上です。

渡辺委員

当初想定した弁済額よりも大分増えているわけですよ。

増えた要因、資料か何かで分析して、こういうことが一番増えた原因だというのはありますか。

岩波商業振興金融課長

増えた要因ということですが、今ご説明いたしました、2月補正で債務負担行為の補正をいたしますけれども、実は損失補償につきましては、予算の計上方式として、平成15年の当初予算以前のものは、損失補償を毎年、年度当初にその年度の損失を見込んで予算化する。実際、損失が発生して、足りなければ補正ということやってきたわけですが、平成15年6月補正予算から、損失は、その年に借り受けても、例えば3年たって返済が滞るといふようなことが考えられますので、予算の組み立て上、債務負担行為で組み立てるといふ形になりました。

したがって、今年度につきましても、当初では、従前どおりの15年度以前のものについては債務負担行為を組んでおりませんので、それを1,400万円と見込んで、それ以降のものについては債務負担行為を組んでおります。したがって、今回の増額分というのは、債務負担行為をかけたものについて損失が確定をしたということで、その分が増額補正をしております、6,878万6,000円ということでございます。

したがって、原因というか、なぜこういうことが発生するかというのは、15年6月から、当初予算で損失を見込んで組むということではなくて、融資に対しては一定の、将来にわたって県の財政に負担を与えるというおそれがあるということで債務負担行為を組んで、毎年2月に確定をしたときにその年度の損失を計上するという方式になりましたので、こういった形で予算の処理をさせていただいたということでございます。

渡辺委員

もう一つここで聞いていたのは、これだけのいわゆる補正額が出た、元の融資額は幾らかとさっき聞いたんだけど、それだけわからない？ 幾ら融資して、そのうち幾ら、いわゆる支払いの滞った金額が出たか。最終的な融資額はわからないんですか。今までこれだけの融資額があって、これだけ返せない金が出たと。元の融資額は幾らなのか、それはわからない？ 参ったな。

心配しているのは、ここでまたすごく増えているから、また返済ができないが増えるんじゃないかという心配もしているのだから、融資額の元の金額を聞いているんです。

岩波商業振興金融課長

融資額ということですが、それにつきましては、県の制度融資、これは全体ではないんですが、その一部ということで、20年3月レベルでいいますと、186億円程度の融資残額があります。今現在の残高はそういうことなんですけれども、損失補償の対象としているものは、約103億円程度を対象にして損失補償をしております。

渡辺委員

事前に通告なんてしていないから、いろいろなものを調べるのは大変だと思うんだけど、今の融資制度が320億円では不安だ。312億円までね。これは非常にいいことだし、中小企業を助けるためにはどうしてもしなければならない緊急支援の性質を持っている。しかし、そうはいっても、一方では返済が滞っていることも想定されるわけで、これだけの返済が滞ったものに投入する額は税金ですから、そうしたことはどういうふう考えているのかな。そう聞けばいいかな。

岩波商業振興金融課長

今、お尋ねになった件ですが、今現在やっている緊急保証というのは、100%保証協会が保証しますと。そうすると、保証協会は再保険を掛けておりますので、代位弁済した場合、80%が保険のほうから来ます。残りの20%についても、今回は国策というようなこともありますので、16%は国費の補助が入ってきます。したがって、実質、100の保証をすれば、4の負担でいいわけです。それ以前に、19年10月に責任共有制度というのが入りました。責任共有制度というのは、100を代位弁済すると、保証協会が80を持って、残りの20は金融機関が責任を負うということになります。保証協会が80負う責任の全部は保険で返ってくる。

したがって、これは保証協会にはリスクは発生しません。ですけど、今お話をした損失補償をしているのというのは、保証協会が100%保証して、80が保険で返ってくる。20は保証協会が責任を負わなければいけない。その部分について負担を軽くするために、県で補助をしているということでございますけれども、今お話をしたように、基本は責任共有という制度になりましたので、今言うように、信用保証協会が20%負わなければいけない、県が損失補償をしなければいけないという部分がだんだん減ってきていております。現下の状況でいいますと、今ご説明をいたしましたように、ほとんどが緊急保証で行っているものですから、結果的には、県がこういう仕組みで損失補償をしていくという金額は小さくなっていくと考えています。そこが今回の国が先導してやっている制度の、我々にとってみればメリットというふうに言えるかと思えます。

渡辺委員

今までと違うと解釈していいわけね。  
わかりました。以上です。

丹澤委員

代位弁済をした額の総額、今年、8,278万6,000円の損失補償をしましたよね。それは全体の今の信用保証協会が持つ分の20%の、最低でも55%は見るわけですよ。そうすると、貸し付け総額の11%は県が補てんするという制度ですよ。全体のうちの80は保険で見て、20を信用保証協会が見る。その信用保証協会が見るうちの最低55%は県が見るということだから、貸し付け総額の11%は最低でも県が見るという仕組みということでしょうか。その額が8,278万6,000円ということになって。そうすると、責任共有制度の対象になる部分、ならない部分がありますよね。責任共有制度の対象となった融資というものにはどういうものがあるんですか。

岩波商業振興金融課長

中小企業者の利用が多い、このパンフレットの一番最初に出ています、事業促進融資とか、不況業種対策融資とともに扱っていただいております、原油・原材料価格高騰対策関係等、それから、地場中小企業等育成資金、環境・雇用対策資金等、いわゆるセーフティーネットと言われるもの、それから、先ほどもお話しいたしましたけれども、小規模企業サポート融資など、特に小規模事業者を保護していく必要があるというふうな政策目的以外のものについては、基本的に責任共有制度が導入されています。

丹澤委員

幅が広がり過ぎたので、まず、今回補正をした損失補償のうち、総額でもって、当初と合わせて8,200万円余ありますよね。この額の代位弁済の総額は幾らですか。

岩波商業振興金融課長

損失補償額8,200万円余に対する代位弁済額は6億1,300万余となります。

丹澤委員

そのうち、どういう資金が最も多い資金？ この代位弁済をした最も多い資金と最も多い年度はいつの貸し付けだったのか。

岩波商業振興金融課長

それに占める割合で一番大きいものは、平成15年度に行いました経営支援緊急融資関係で、1億9,000万円余ということで、金額的には一番多いですね。

丹澤委員

平成15年というと、山本前知事さんが上がってきて、真っ先に無利子、無担保とかいって、胸を張って、山梨県が何か経済対策をやったと言ったときの制度ですか。

岩波商業振興金融課長

先ほどもちょっとお話ししましたが、15年の6月補正から債務負担行為に切りかえたと申し上げましたが、そのときに導入された融資でございます。

丹澤委員

代位弁済の総額は今、103億円と言いましたか。今、融資残額と言いましたか。代位弁済の総額は幾らになりますか。

岩波商業振興金融課長

県制度融資に係る代位弁済額、これはずっと過去から積み上がってきているものでございますが、103億2,000万円余でございます。

丹澤委員

この103億円は、当然、回収した場合には、回収額の8割は保険料を払ってもらっている会社、公庫へ戻さなければいけないですね。それで、県へ返ってくるのは最低でも全体の11%だということになるわけで、その金額がここで言っている、当初の1,400万円と。収入見込みとして挙げていると。

そうすると、今、この代位弁済の回収はどのような手続でやっているんですか。

岩波商業振興金融課長

代位弁済につきましても、求償権の回収業務につきましても、全国信用保証協会連合会のほうで、保証協会債権回収株式会社という、いわゆるサービサーの会社をつくりまして、その甲府営業所というものが保証協会内に併設されておりまして、そこで、県の場合、無担保融資がほとんどでございますので、無担保融資についてはそこへ回収委託を出して回収をしていくという実態となっております。

丹澤委員

この制度ができたのは昭和41年ですね。すると、41年からずっと積み上がっていったのが103億円。そうすると、一般的には時効にするとか、県の場合には損失補償をするとか、これをやるわけですがけれども、41年から、時効の援用もしないで、そのままずっとここまで来て、金額があるということですね。

岩波商業振興金融課長

制度の開始年は昭和49年でございますけれども、委員のおっしゃるとおり、代位弁済額については、いわゆる整理というようなことをこれまでせずに、ここ

までやってきました。それにつきましてはおっしゃるような状況で、本来、求償権を得ている相手方も時効の援用等もないというような実態もあって、こういう状況で続いていると聞いております。

丹澤委員

債権回収をする会社も、県も、保証協会も、とってきても8割が向こうへ持っていかれてしまうのだから、大したことはない、というふうに考えるかもしれないけれども、お金を返さない人に金を返せというのは非常に難しいとは思いますが、努力をよくするようにぜひ話をしてください。

それともう一つ。実は今度、新しい制度になって、責任共有制度になりまして、県の今まで保証協会が見ていた分、つまり、銀行が責任を、2割、負わなければならなくなった。そうすると、当然、銀行は、貸し渋りと言っては語弊があるかもしれませんが、慎重になりますよね。そういうことによる影響は今ないんですかね。

岩波商業振興金融課長

始まったのが19年10月からということで、昨年の中間期の決算、ちょうど今回のリーマン・ブラザーズの世界同時の金融危機が始まる前の状況まで、その辺のところを意識しながら、金融機関のお話を聞いたり、融資の状況を見てきたりしておりましたが、保証債務残高と銀行の貸出金の推移を見ると、極端に保証のほうが落ちているというようなこともなくて、保証債務残高も落ちてはきていたんですけども、今申し上げましたように、その間の乖離というのはそれほどないということで、影響はそんなにはないのではないかと思います。

特に県の場合には、その間に、原油・原材料価格高騰対策融資というように、保証は責任共有を対象としているものを入れたんですけども、それについても金融機関では積極的に融資をしていただきましたので、山梨県にとっては大きな影響はなかったと考えています。その後については、今もお話しいたしましたように、緊急保証というように、融資がシフトしていっておりますので、言われておりますように、責任共有というように、とりあえず置いておいてみたい状況に、今現在は、なっている状況です。

丹澤委員

責任共有制度で、これは政策的にはほかのものについては、県が、信用保証協会が見る分の最低50%を見ていますよね。多いものは75とかありますけれども。この責任共有制度、民間の銀行がやっている部分についても、そのように県が債務保証をするというような、信用保証協会の保証をつける、そのような考え方はないのでしょうか。

岩波商業振興金融課長

県の制度融資は、いわゆる民間の金融の円滑化をさらに補完するというところで運営をさせていただいておりますので、民間に発生したリスクを県のほうに取り込むというようなことは今現在考えていません。県の制度融資としては、基本的に、比較的、そういう意味ではリスクが発生しやすい方についての制度でございますので、その部分についての手助けをしているというのが制度の趣旨だと理解しております。

丹澤委員

民間の銀行が、今度は自分が2割を背負わなければならないんですよね。信用保証協会は、保証をしても8割は全部返ってきて、自分の保証額が全部返ってくる。あと、残りの2割は民間が見てくれるから、信用保証協会は全く関係ない。ほかの制度については、県の負担分があるわけですよね。信用保証協会が保証し

た分については、2割の持ち分については県がやると。そういうことによって、銀行がより慎重になってしまっていて、貸さないのではないかと思うけれども、せめてこういう時期ぐらいは、そういうようなものに拡大できないんですかね。こちら側の制度資金についても、この信用保証協会の持ち分についても、法律上、これはやると決められているわけじゃないんでしょう。責任共有制度の対象にしたのと対象外にしたのとは、これは何かで決まっているんですか。

岩波商業振興金融課長

これは信用補完制度ですから、経済産業省、それを受ける、日本政策金融公庫でルールを定めています。したがって、責任共有でなくして、全部保証にというふうなことというのは、県ではその仕組みをつくるということとはできないということでございます。

丹澤委員

できないのか、する気がないのか、制度上できないのか。制度として、今までやっていたわけですよ。今までやっていたわけですよ。それが今度は法律が19年10月に変わってしまっていて、責任共有制度をやったから、これとこれの資金はもう銀行で見なさい、県は手を出してはいけませんということなのか。

岩波商業振興金融課長

それは制度としてできないということでございます。19年10月にできたものは、原則は責任共有制度で、信用保証協会と銀行が負担を分け合うことになって、先ほども申し上げましたけれども、政策的な配慮により、不況業種対策とか連鎖倒産防止とか、そういうものについては中小企業信用保険法という法律があって、100%保証にすると定められておりますので、それは県で制度を動かすということとはできないわけでございます。

丹澤委員

中小企業信用保険法の中で対象事業も決めてあるんですか。この事業とこの事業は責任共有制度から外していいよと、そこで決まっているんですか。

岩波商業振興金融課長

基本的には、今申し上げたように、中小企業信用保険法第2条第4項に、いわゆるセーフティーネット保証、今回やっている不況業種等を号別に定めておまして、その具体的な内容は、それに基づく中小企業庁の要綱で定められております。以前、3項だったものが法改正で4項になっているんですけれども、趣旨を申し上げますと、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対して、信用保証額の別枠化を行うというようなことで、そういったものについて、信用保証するという趣旨の定めになっております。

丹澤委員

要するに、その法律の趣旨からいくと、県で勝手に制度をつくってはいけないということですか。お上が認めているのは……、だって、この原資は、県が出しているんでしょう？ この制度というのは、県の制度融資と言っているんじゃないんですか。

岩波商業振興金融課長

18年度あたりから、信用補完をしている、いわゆる国の信用保険、県が、先ほど来お話ししている信用保証をすれば、再保険を掛ける、その保険会計が非常に逼迫しているというようなことがございまして、そういう中でこの責任共有制度というのが出てきました。今までは信用保証協会が100%だったわけですが、

銀行も20%を持つというふうなことで保険会計の負担軽減を図るものであります。

そういう趣旨からしますと、県単の制度というのはあります。山梨県の一番近い例でいうと、原油・原材料価格高騰対策というのは山梨県がつくった融資制度でございます。そういうものはつくってもいいんですけども、原則の責任共有でやってくださいと。現行の、責任を20%持つ制度でやって下さいと。それを100%でやると、今言うように、信用保証協会に負担がかかるというようなことで、それについてはできないというようなことに現状はなっております。

丹澤委員

要するに、銀行の持ち分を減らしてやると、銀行が適当に貸してしまうと。そうすると、適当に貸せば、保険金が増えるから、公庫がとてまたまらん、だから、だめだよと国が厳しく規制している、そういうことで県はやりませんよと。保険財政がきつくなつては申しわけないから、厳しく銀行に負担をかけさせて、銀行が厳しく審査をして、という制度を残しておきたいということですか。

岩波商業振興金融課長

19年の制度ができたときというのは、やはり景気も、山梨県は低空飛行というようなことも言われておりましたけれども、制度を改正するに当たってはいい時期ということで始まったと聞いています。要するに、融資をするに当たって、信用保証を使う場合に、先ほど委員がおっしゃったように、あとは公のほうでということであれば、それは全くそうであるということではないのかもしれませんが、保険のほうの会計も守らなければならない、というようなことを動機として責任共有制度が出てまいりました。

先ほど、融資の実態についてもお話しましたけれども、同時期に、山梨県は原油・原材料価格高騰対策というようなことを始めたこともありまして、貸出金の落ち率とほぼ見合う程度のシンクロをした落ち方ですので、影響はないと思っておりましたけれども、それが昨年秋、それ以降については、責任共有を使う融資が相対的に非常に小さく、また従来19年10月以前に戻ったかのように緊急保証も使われておりますので、今現在は責任共有のことについて、責任共有だから金融機関が貸し渋っているというようなことは言えないのではないかと考えています。

(ふるさと雇用再生特別基金積立金について)

望月委員

この予算にも出ていますけれども、ふるさと雇用再生特別基金積立金について伺います。先ほどの説明で、市町村でも行っているというお話でございましたが、まずはこの基金の活用に当たって、市町村との連携をどのように図っているのか。その条件的なものはどんなものがあるのか、ちょっと伺いたい。

塩谷労政雇用課長

先ほど、条例のところでも若干ご説明させていただきましたが、ふるさと雇用再生特別事業及び緊急雇用創出事業の両方とも、県及び市町村が雇用再生事業を行うこととなっております。子育て、介護、地産地消、観光などの分野、地域の特性に根ざした、ふるさとの場合は継続性のある事業ということでしております。総務省、内閣府から事業例が示されておりますので、その事業例を市町村に提供するとともに、市町村から提案があった事業については、アドバイスをしながらしております。

どのような基準で判断するのかという部分につきましては、ふるさとの場合には、地域の発展に資するかどうかという部分、企業の継続性があるかどうかとい

う部分、そして、事業が振りかえでなく、新規性があるかどうかという部分で、先ほど申し上げた人件費は、失業者の人件費割合が2分の1と。緊急の場合には、それとは若干違いまして、雇用は短期の雇用という部分がありまして、6カ月未満という部分と、あとは、失業者の新規雇用の割合が4分の3としております。

望月委員

ちょっと今の説明を聞くと、県に46億円というお金が来ているわけですが、そのうち、長期が1年以上3年未満の雇用ということの中で、3年以後は何かその企業に対して、正社員の採用ということもちょっと聞いたような感じもあるんですけども、そこらの、企業に対する県の取り組みの状況はどうなっているか。

それからまた、これは、きちんと事業を掘り起こす。今言ったように、市町村を、国から来ているモデルのものを引っ張りながら、きちんと指導して下さることだけでも、国から来ているモデルとか、そういう枠組みのような事業のものほどのようなものがあるのか。ただ、こういうものがあります、ああいうものがありますじゃなくて、市町村におろす場合の、そこらをちょっと聞きたい。

塩谷労政雇用課長

ふるさと雇用再生特別基金事業につきましては、事業を選定するに当たりまして、地域基金協議会というのを設置することとなっております。そこで事業を選定することになっております。地域基金協議会につきましては、構成は、県、労働局、労使団体、必要に応じて、地域関係者ということになっております。県におきましては県と労働局、労使団体としては経営者協会と連合、そして、地域関係者としては市長会、町村会から代表者をいただいて、選定しております。

市町村への情報提供でございますけれども、市町村が実施しやすいように、国の情報の部分を、介護福祉分野でこういう高齢者への生活支援を行う事業とか、より具体的に、子育てであれば、私立保育園の預かり保育とか子育て支援というような、ある程度具体的な事業を、こんな事業がありますよというふうな示し方をして、市町村に情報提供しているところであります。

（企業立地対策費について）

小越委員

商8、企業立地対策費5,379万円について伺います。先ほど、宮坂醸造が69人、東京本社と言ったんですけども、69人のうち、県内からの正規雇用は何人でしょうか。常用雇用ということで、正規職員、パート、アルバイト、派遣労働者が何人いるのか教えてください。

中込産業立地推進課長

常用雇用者数は69名すべて、県内でございます。それで、そのうち、正規、非正規という分けをしますと、常時雇用者数は、正社員は3名、非正規雇用が66名となっております。

小越委員

正規職員3人、非正規66人ということになりますと、その非正規というのは、パートということでしょうか。派遣労働者は入っているんですか。

中込産業立地推進課長

委員、お見込みのとおり、66名はすべて女性で、パートであります。

小越委員

派遣労働者は、69人のほかに、派遣で雇う方はいらっしゃるのでしょうか。

中込産業立地推進課長

おりません。

小越委員

先ほどのところで、産業集積の促進、雇用の創出を図るためとあるんですけれども、もう一度伺いますけれども、この助成金の目的はどのようなところにあるのでしょうか。

中込産業立地推進課長

この産業集積助成金の目的は、県内に製造業等の産業立地を行う者に対して助成をすることによりまして、活力ある産業集積の促進と、もって、雇用機会の拡大を図り、山梨県の経済の活性化に資することを目的としております。以上です。

小越委員

県外資本ですけれども、山梨県にそのような産業の経済効果があるとお見込みでしょうか。

中込産業立地推進課長

先ほども2月補正部分で説明させていただきましたけれども、この宮坂醸造株式会社というのは、皆さんよくご承知のように、「真澄」というお酒をつくっている会社であります。清酒「真澄」です。工場は県内のほうに2工場、それから、長野のほうに工場がありまして、みそをつくっています。昨今の非常に厳しい経済状況の中で、県外に本社はあるんですけれども、山梨県経済の中の女性の雇用という部分でいけば非常に役立っておるということで、我々にすれば、雇用の創出と地域の活性化に資することを目的としておりますので、山梨県に存在することによって、これが県内、県外にかかわらず、こちらに産業が集積することによって雇用の創出を見込んでいただければと。

小越委員

それで、この助成金要綱の第18条には、立地企業を操業開始から10年間継続して営むよう努めなければならないというふうに書いてありますけれども、ということは、操業から10年間は69人の雇用を継続する努力をし、解雇したときには知事に事前協議をすると理解していいんですか。

中込産業立地推進課長

あくまでも、10年間といいますのが、操業継続期間でございますので、その間に、どうしても経済でございますから、好不況がございます。基本的には、我々の気持ちは、ぜひそこで発生した貴重な財源を投入して、集積をして、そこに工場を持ってきてもらうわけですから、それが継続してもらえるものが、我々にとっても一番目的にかなうわけですけれども、全体で申し上げましたように、好不況の中でそういう部分がある場合は、どうしてもそれは避けられない部分もありますので、その中で交付要綱に事前協議という部分を設けてございます。

小越委員

ということは、今の説明でいきますと、10年間、この69人の雇用を継続しなくても、事前協議には当てはまらないと、私は今、そうとったんですけれども、先日の本会議で、知事ですか、1社、事前協議があつて話をしたというんですけれども、その1社は、どういう会社で、どういう理由で、どのように話をされたのかお示してください。

中込産業立地推進課長

この要綱の中で申し上げた事前協議について改めてご説明をさせていただきます。

ますと、この事前協議を行う要件は、産業集積促進助成金の交付要綱で、休止等の事前協議を行う場合の著しい変更、と定めてございまして、事業の縮小だとか、あるいは外注化だとか、転換等によりまして、解雇、一時帰休、あるいは希望退職等の雇用調整が生じる場合、あるいは、本来の目的である製造業から他の業種に変更する場合等に、それまでの常時雇用者数が交付基準を下回った場合をこれで想定してございます。

先ほどの委員のご質問の中で、本会議で事前協議の対象となった部分は、今、私が申し上げましたような、それらに陥るといふ状況の中で、この事前協議をしてきたものでございます。

小越委員            どういう理由でどうなったか、会社名は？

中込産業立地推進課長

事前協議になった部分は、今回のこういう経済不況下で休止等の状態を余儀なくされる中で事前協議をしてきたということ。もう一つ、会社名のほうですが、当然、企業は経済活動を行うわけです。経済活動を行う中で、企業名をここで公表することは、企業の経済・経営活動を損なうおそれがありますので、この場面では差し控えさせていただきます。

小越委員            そうしますと、先ほどのところで、休止というところで事前協議があったと。休止となりますと、普通、考えますと、そこで雇われている方々の身分がどうなるのか。今まで聞いてきた中では、常用雇用だけじゃなくて、派遣の方もたくさんいらっしゃるかと思うんですね。そういう方々に対する、県からその企業にどのような指導がなされたんでしょうか。

中込産業立地推進課長

先ほど、助成金を交付した企業が休止等に伴う事前協議をしてきたということで、まず第一に、企業側でも当然、そこで雇用されている従業員の皆さんと何らかの話し合いが持たれているということがございます。会社側とそこで働いている従業員側との話し合いをもとに、休業調整あるいは雇用調整をするということで、県のほうに協議があったわけですが、その中で、我々とすれば、その対象になった企業をめぐる中で、ぜひ少しでも従業員の皆様が雇用という場がなくならないようお願いしながら、そういう経過を踏まえた中で、最終的にはその事前協議に応じていくというような状況になりますが、また経済活動状況、経済、景気が回復すれば、当然、また元の体制に戻していただくことを強くお願いしながら、会社がそこで継続していく仕組みに対して、県としても苦渋の判断をする中で、承認をしたり、また、会社側にも、その後の雇用確保について強くお願いしているという状況でございます。

小越委員            この要綱でいきますと、先ほど課長が言いましたけれども、10年間の雇用の数はいいと。とにかく交付したときの1年間だけ、人数がオーケーであれば、あと10年間、例えばこの場合は、69の方が来年50人になっても、30人になっても、事前協議の対象には当てはまらないと。すなわち、県がその方々、もしくはほかの方も入れても、少なくとも、県は何ら指導もできないし、事前協議の対象にならないという理解でしょうか。それでいいんですか。

中込産業立地推進課長

いいえ。ちょっとそこが違います。まず、交付要綱第4条に、助成対象という

のがあるんですけれども、こちらの第4条第1項のウのほうで、操業開始後1年以内に当該操業に伴って増加する常時雇用数の数が10人以上、このうち、常時雇用者のうち、県内から雇用するのが5人以上ということを義務づけておりまして、この10人の部分を割り込む状態に陥るのであれば、当然、先ほど申し上げている事前協議をしていただきたいという部分で、我々にすれば、当然、この助成金の支払いをする中で、先ほど申し上げましたが、そのときに認めた常用雇用者数が少しでも増えていく首尾が一番望ましいわけでございます。

今回も今まで15社にこの助成金を交付してきたんですけれども、その交付した状況で申し上げますと、今までの中では、15社で、当初、常時雇用者数は657名であったものが、直近の調査で、この1月末現在なんですけれども、741名ということで、常時雇用者数は84名増えております。ですから、中には、こういう100年に一度という経済状況下の中でそういう部分も出ておりますけれども、産業集積促進助成金を交付した企業のほとんどは、逆に雇用者数は伸びていっているというようにご理解いただければ非常にありがたいです。

小越委員

この状況をまた後で見ますけれども、そもそも741人に増えたといっても、減っているところがありまして、増減の足し算、引き算じゃなくて、その人一人一人が首になったりしているわけで、人数を足して相殺したから増えたというのはちょっと違うと思うんです。常用雇用だけが対象になっているので、派遣労働者の場合は、事前協議の対象にはならないんですよね。

中込産業立地推進課長

もともと産業集積助成金の対象としている増加雇用労働者というのは常時雇用者労働者でございますので、派遣社員従業員は対象にしておりませんので、当然、対象にはなっておりません。

小越委員

今回も正規職員はわずか3人です。あとは非正規が66人。69人増えるといっても、正規職員はわずか3人なんです。その要綱にも、1年間だけ、5人以上増えればいいと。これでは、先ほど、産業集積をして、女性の雇用が広まるんじゃないかと話されましたけれども、これで雇用が拡大するというお金かと私は思います。要綱そのものが雇用目的と書いてあるんですけれども、結局、これは5,300万円をその企業の投下しているところに、企業の設備投資、企業のやっていることにお金を出すという、パートの方に5,300万円が行くわけじゃないんですよね。企業の方にお金を渡しているだけだと思うんです。

先ほど、中小企業や農業のところでもありましたけれども、中小企業の方にお金を渡すことはできませんよね。融資です。新規就農者もそうです。この企業だけは……、それも県外資本です。そこに5,300万円とは、非正規66人、正規職員3人だけです。これが雇用確保になると私は思えません。この要綱の運用の見直しも含めて、5人とか、そうじゃなくて、運用見直しをするべきだと思うんですけれども、その点、運用の見直しの検討はされないんでしょうか。

中込産業立地推進課長

先ほどから何度も申し上げておるんですけれども、企業誘致、産業の集積を図ることによって、雇用の機会の拡大、それから、産業集積によって、地域経済の活性化という部分でございまして、今回の2月補正の宮坂醸造一つとりまして、確かに正規社員、非正規社員というくくりでいいますとそうなりますけれども、現実その企業に行ってみますと、ほとんどが女性です。当然、女性には子育て真っ最中の人もいるわけですから、そういう中で、あくまでも常時雇用の仕組み

というのは、雇用保険の受給者で、雇用保険証をいただいて……、今回、雇用保険法の改正で、1年以上の雇用期間が半年になりましたけれども、それをいただいた上で、当然そこで働いていくわけです。

そういう意味では、その地域の、そういう働き、スタイルを求める人には十分に役に立っておりますと、常時雇用という仕組みで十分目的を達成しているとは私は思います。さらに、企業の立地や、大きく考えますと、県民生活の安定あるいは向上という観点から進めているものでございますので、助成金の交付要件も、雇用について安定した身分や賃金体系が確実に見込める雇用形態がやっぱり望ましいということで、繰り返しますけれども、地元からの雇用、あるいは該当する企業から給与を支給される企業の直接雇用等の要件を満たしているという意味で、常時雇用者を我々とすれば対象にしておりますから、今の仕組みの中で、見直しそのものをここで考えるということはしておりませんし、また、目的そのものも十分達成されていると判断しております。

小越委員           私は、これでは雇用目的につながりませんし、操業から1年間の助成金ということで、派遣労働者も今回も関係ないと。非正規が66、正規がわずか3人だと。これでは助成金の要綱から見ても、目的に対しても、雇用拡大につながらないし、県外資本ですし、産業活性化につながるといふことにはならないと思います。私は、ほんとうに企業にお金を5,000万円あげるといふような中身であって、雇用確保につながりませんし、産業の活性化にこれにつながっていると思いませんので、この5,379万円に対しては反対いたします。

討論               なし

採決               起立採決により、原案のとおり可決すべきものと決定した。

主な質疑等       観光部関係

※第55号       平成20年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政商工観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政商工観光委員会関係のもの

質疑               なし

討論               なし

採決               全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他

- ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に一任した。

以 上

農政商工観光委員長 木村富貴子